

し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計委託業務に係る 公募型プロポーザル 実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計委託業務（以下「設計委託業務」という。）

(2) 業務目的

伊丹市し尿公共下水道放流施設は、平成3年に稼働し、供用期間が約34年を経過しています。平成27年度に実施した精密機能検査では、これまでに適切な維持管理に努めてきたものの、水槽や建物の躯体、設備機器等に多数の劣化が確認されました。また、平成20年度より豊中市のし尿等も受け入れることとなりましたが、施設のし尿等の処理能力82kℓ/日に対して、搬入されるし尿等は年々減少傾向にあり、現在は約3.5kℓ/日という状況です。し尿等の受け入れ減少は今後も見込まれますが、ゼロになることは考えにくく、災害時等も考慮すると必要な施設であり、今後も継続的かつ安定的に稼働させる必要があります。こういった状況から、最適な施設規模での建替えが必要になっております。

整備工事については、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「CL」という。）において進めることを前提とし、施設規模の最適化やCLのごみ焼却施設の処理水を希釈水に活用するなど水資源の循環とイニシャル・ランニングコストの縮減が求められており、難易度の高い工事となります。これらのことから、工事全体に係る実施設計の前に、基本設計業務（整備に係る基本計画の策定含む）を広く公募により選考することとしました。

(3) 業務内容

基本構想を基にし尿公共下水道放流施設整備にかかる、システム検討、施設計画、現有施設の利活用等の検討及び解体計画、工事計画、工法・運営検討業務等

（詳細は、別紙「基本設計業務委託共通仕様書」及び「基本設計業務委託特記仕様書」のとおり）

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

ただし、令和8年度当初予算に係る議会の議決及び関連予算が得られない場合は、契約しないものとする。

2 予定価格

予定価格は38,779,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。提案価格（見積額）が予定価格を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

- (3) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録の廃棄物部門の登録がされていること。
- (6) 過去10年間（平成28～令和7年度）に、次に掲げる同種又は類似の業務を元請けとして履行した実績を有すること。
- ①同種業務：し尿処理施設、し尿処理施設の受入れ・前処理設備のみで構成される施設（し尿公共下水道放流施設含む）に関する、下記ア及びイの条件を全て満たす工事の基本設計又は実施設計業務。
- ②類似業務：し尿及び生活雑排水を受け入れる集落排水施設、コミュニティプラントに関する、下記ア及びイの条件を全て満たす工事の基本設計又は実施設計業務。
- ア し尿等の処理能力3.5kl/日以上を新設・改修する工事。
- イ 処理方法として、希釈放流方式またはこれに類する機能を有する施設を新設・改修する工事。
- (7) 管理技術者1名を配置し、以下のいずれかの資格を有する自社の技術士であること。また、過去10年間（平成28～令和7年度）に、(6)に掲げる同種又は類似の業務を、管理技術者又は照査技術者として完了した実績を有する者とする。
- ①技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学 又は 上下水道）
- ②技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物管理 又は 廃棄物処理）
または、上下水道部門（下水道）
- ③RCCM（廃棄物）
- ④RCCM（下水道）
- (8) 照査技術者1名を配置し、以下のいずれかの資格を有する自社の技術士であること。管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。
- ①技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学 又は 上下水道）
- ②技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物管理 又は 廃棄物処理）
または、上下水道部門（下水道）
- ③RCCM（廃棄物）
- ④RCCM（下水道）
- (9) 分担業務分野（下表）ごとに主任担当技術者1名を配置すること。
- ただし、管理技術者と設備主任担当技術者は兼務してよいものとする（この場合、参加表明書等に基づく書類審査では審査点を低減する）。

分担業務分野	業務内容
建 築	整備施設全体及び建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び電気、機械に関する設計をとりまとめる設計を行う。 建築物の構造に関する設計を行う。
設 備	電気設備に関する設計を行う。 機械設備に関する設計を行う。（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(10) 本業務に適した品質管理が、組織として十分に確立されていること。

(11) 単独企業又は下記①～③の条件を全て満たす設計共同体で参加すること。

① 設計共同体を構成する各企業が、(1)～(4)の参加資格を全て満たしていること。

② 参加表明書の提出までに、設計共同体を組織し、設計共同体の協定書(国土交通省に掲載様式)を締結し、参加表明書等と併せて、協定書の写しを提出すること。

③ 設計共同体の代表企業が、(5)～(6)の参加資格を全て満たしていること。また、管理技術者と照査技術者が、代表企業に所属していること。

※単独企業又は設計共同体のいずれで参加する場合でも、協力事務所がある場合については、その協力事務所が(1)～(4)の参加資格を全て満たしていること。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに設計委託業務実施に関する事項に限ることとし、審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

(1) 提出期限：令和8年3月3日(火)午後4時00分まで(必着)

※締切以降、業務にかかる質問は受け付けません。

(2) 提出先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター(伊丹市環境クリーンセンター1階)

電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

(3) 提出方法：質問書(様式10)により、電子メールにて提出すること。

(必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。)

(4) 回答方法：令和8年3月5日(木)までに、質問者に電子メールで回答するとともに、伊丹市ホームページ上に掲載します。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期限：令和8年3月11日(水)午後4時00分まで(必着)

(2) 提出先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター(伊丹市環境クリーンセンター1階)

〒664-0843 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号

電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

(3) 提出方法：原則、電子メールとする(ただし、持参又は郵送も可)。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(4) 提出書類

提出書類	様式
① 参加表明書	様式1
② 会社概要	様式2
③ 管理技術者調書	様式3
④ 照査技術者調書	様式4
⑤ 各主任担当技術者調書	様式5
⑥ 協力業者調書	様式6

※書面で提出する場合は、7部提出すること

※各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

6 企画提案書等の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計委託業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、別表審査基準「参加表明書等（書類審査）」に基づき書類審査を行い、企画提案書等の提出を要請する事業者（上位5者程度）を選定します。

選定された者にあつては、その旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

① 通知日：令和8年3月17日（火）

② 通知方法：参加表明書連絡先に記載のメールアドレス及び郵送にて通知
（郵送の場合は到着が通知日の数日後になります）

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

① 提出期限：令和8年3月23日（月）午後4時00分まで（必着）

② 提出先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター（伊丹市環境クリーンセンター1階）
〒664-0843 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号
電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

③ 提出方法：原則、電子メールとする（ただし、持参又は郵送も可）。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法として
ください。

④ 様式：任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和8年4月1日（水）午後4時00分まで（必着）

※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

(2) 提出先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター（伊丹市環境クリーンセンター1階）

〒664-0843 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号

電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

(3) 提出方法：原則、電子メールとする（ただし、持参又は郵送も可）。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(4) 提出書類

提出書類	様式
① 業務実施方針及び手法	様式7
② 企画提案書等の提出について（鑑）	様式8
③ 企画提案書	任意様式
④ 業務工程表	任意様式
⑤ 価格見積書	様式9

※書面で提出する場合は、7部提出すること

※各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

(5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ①	【人口減少社会に則した「施設規模の最適化」と「LCCの最小化」について】 既存利活用の可能性を含んだ施設規模の検討と維持管理費削減の具体策を提案すること。近年の急激な建設コスト上昇に対し、市場価格を的確に把握し、工事及び維持管理にかかる適切な概算費用を算出する手法等について提案すること。
テーマ②	【脱炭素・循環型社会をリードする「環境配慮と省エネルギー」について】 CLが示す基本理念及び基本方針（CLのHP参照）に配慮し、地域と共生し脱炭素社会に貢献する環境配慮型施設の形を提案すること
テーマ③	【災害時におけるBCPの実効性について】 災害時におけるBCPの実効性について提案すること。通常時・災害時に当該施設に求められる機能及び性能を確保するための、考え方や取り組みについて提案すること。
テーマ④	【業務の成果物等の品質確保について】 成果物等（報告書及び図面等）の品質向上を図るための方法、スケジュールの組立て方・管理方法などの業務の進め方及び関係者間の連携等をどのように行うかなどの体制に関する考え方について提案すること。

(6) 作成時の留意事項

別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

8 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

別表の審査基準に基づき、審査会において、審査を行います。最終審査点は「参加表明書等（書類審査）」及び「企画提案書等（書類審査・ヒアリング審査）」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。審査点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

(2) ヒアリング審査

企画提案書等の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。

項目	内容
① 実施予定日	令和8年4月6日（月） 予備日 令和8年4月7日（火）
② 実施場所	伊丹市役所内会議室（伊丹市千僧1丁目1番地）予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 1者につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）を予定。・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とします。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合のスクリーンは本市で用意します（当日の投影データ、パソコンは提案者で用意すること）。・ 出席者は3名以内とし、配置予定管理技術者が出席することとします。・ ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。

(3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格要件に係ること無く50点以上の場合、受託候補者に特定されます。

① 通知日：令和8年4月10日（金）

② 通知方法：参加表明書連絡先に記載のメールアドレス及び郵送にて通知

（郵送の場合は到着が通知日の数日後になります）

受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

① 提出期限：令和8年4月17日（金）午後4時00分まで（必着）

② 提出先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター（伊丹市環境クリーンセンター1階）

〒664-0843 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号

電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

③ 提出方法：原則、電子メールとする（ただし、持参又は郵送も可）。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法として
ください。

④ 様式：任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入）

(4) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行います。

(5) 結果の公表

審査会における審査の結果は、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとします。

9 日程

実施内容	実施期間
公示	令和8年2月24日（火）
現地確認	令和8年2月26日（木）～令和8年3月3日（火） ※希望する場合のみ
質問受付期間	令和8年2月24日（火）～令和8年3月3日（火）
質問回答日	令和8年3月5日（木）
参加表明書等受付期間	令和8年2月24日（火）～令和8年3月11日（水）
書類審査結果通知 (企画提案書等の提出要請及び ヒアリング日時時の通知)	令和8年3月17日（火）
企画提案書等受付期間	令和8年3月18日（水）～令和8年4月1日（水）
ヒアリング実施予定日	令和8年4月6日（月） 予備日 令和8年4月7日（火）
特定結果通知予定日	令和8年4月10日（金）
契約締結	令和8年4月下旬予定

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格（見積額）が、「2 予定価格」に示した金額を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に提案価格（見積額）の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき

- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき
 - ①本審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。ただし、本市と既契約委託業務により、本審査会委員と協議等する場合を除くこととする
 - ②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) ヒアリング審査を行い、審査点が50点を下回ったとき
- (10) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

11 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

12 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません（伊丹市環境クリーンセンターから指示があった場合を除く）。また、持参以外の方法による提出の場合は、書類の不達及び遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本市はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることを確認のうえ本市の承諾を得なければなりません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類はいかなる理由であっても返却しません。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続き及びこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存等を行います。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。
- (8) 本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とします。

(9) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとします。

(10) 施設運営に支障をきたす恐れがあるため、無断に施設内に立ち入ることを禁止しますが、現地の確認及び調査等を希望する場合は、下記日程にて実施しますので、各候補日前日の午後4時までに、伊丹市市民自治部環境クリーンセンターへ連絡してください。

現地での確認内容は現有施設の内外部の確認、新施設整備予定地の状況確認、CL水源部の状況確認を予定しています。

現地確認の際に質疑を受けることはできません。

現地確認日	現地確認時間
令和8年2月26日(木)	午後1時00分から午後4時00分までのうち1時間程度
～	
令和8年3月3日(火)	

問い合わせ先：伊丹市市民自治部環境クリーンセンター 電話番号 072-782-0968 (直通)

13 書類提出及び問い合わせ先

伊丹市市民自治部環境クリーンセンター（伊丹市環境クリーンセンター1階） 担当 小坂田・井上

〒664-0843 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号

電話番号 072-782-0968 (直通)

ファクス 072-775-3179

電子メール kankyo-cc@city.itami.lg.jp

別表 審査基準

【参加表明書等（書類審査）】

審査項目	審査基準	配点	書類
資格	各担当分野の技術者資格	10	管理技術者調書(様式3) 照査技術者調書(様式4) 各主任担当技術者調書(様式5)
技術力	管理技術者の同種・類似業務の実績、件数(上限5件)	20	管理技術者調書(様式3) 照査技術者調書(様式4) 各主任担当技術者調書(様式5)
	照査技術者の同種・類似業務の実績、件数(上限5件)		
	主任担当技術者の同種・類似業務の実績、件数(上限5件)		
計		30	

【企画提案書等（書類審査・ヒアリング審査）】

審査項目	審査基準	配点	書類
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲 的確性・独創性・実現性	20	業務実施方針及び手法(様式7) 業務工程表(任意様式)
審査テーマ	企画提案内容の的確性、独創性、実現性	16(テーマ①)	企画提案書(任意様式)
		10(テーマ②)	
		6(テーマ③)	
		8(テーマ④)	
提案価格 (見積額)	価格審査点=10点×{1-(見積価格-最低価格※)÷(予定価格-最低価格)} ※最低価格は参加事業者中の最低見積価格	10	価格見積書(様式9)
計		70	